# 国連子どもの権利委員会による児童虐待対策法制に 対する評価と改善点の指摘 ——日本と中国に対する国連子どもの権利委員会 総括所見報告書の比較検討から——

ライフデザイン学部生活支援学科教授 鈴木 崇之 ライフデザイン学研究科生活支援学専攻修士課程修了生 黄 倩

### 要旨

本研究では、国連子どもの権利委員会(以下、「CRC」と略記)による日中の児童虐待対策法制に対する改善点の指摘とその変遷を整理し、両国の変化と今後の課題を比較検討した。

CRCが指摘した日本の課題としては、子ども人権擁護包括的法律の未採択、子どもの権利侵害対応機関や委員会の未設置、児童虐待の発生件数の未低減等がある。

中国には、留守児童問題の未解決、女子・障がい者・少数民族への差別に由来する嬰児殺し・遺棄・性別選択的中絶、子ども暴力禁止の意識の低さや商業的性的搾取対策法の未整備、子ども虐待関連データの不備、国内人権機関の未設置等多くの課題がある。

日本は戦後の児童福祉法にて体制を整備し、2000年から児童虐待防止法を施行したが、 CRCの要求水準は依然として高い。一方、中国の児童虐待法制は省レベルの法律に留まっている等、まず基礎的な法整備を進める必要がある。

日中両国は児童虐待法制の歴史や領土の広狭の差異を超え、相互に学び合い、より充実した児童虐待対策法制を構築する必要がある。

キーワード 国連子どもの権利委員会総括所見 児童虐待対策 日本 中国 国際比較研究

### 第1章 研究の目的と方法

### 1-1 研究の目的・先行研究・研究の意義

本研究は、国連子どもの権利委員会(以下、「CRC」と略記)による日中両国の児童虐待対策法制に対する改善点の指摘事項とその変遷について整理し、この整理を踏まえて、両国の児童虐待対策法制の変化と今後の課題について比較検討することを目的とした。

本研究は黄倩が執筆し、鈴木崇之が主指導を行った、修士論文「中国における児童虐待対策に関する公的支援の現状と課題 ——日本における児童虐待対策の公的支援と比較して——」の第2章第3節を元に、加筆修正したものである。

本論文の先行研究としては、子どもの権利に関する国内人権機関のあり方について英国・ 北欧・カナダと日本を比較した堀(2019)<sup>1</sup>、日本との比較を前提としながら海外における子 どもの権利の動向を伝えている小牧(2020)<sup>2</sup>、内田・平野(2020)<sup>3</sup>、安(2020)<sup>4</sup>、金 (2020)<sup>5</sup>、村知(2020)<sup>6</sup>、朝田(2019)<sup>7</sup>、朴(2019)<sup>8</sup>、鈴木(2019)<sup>9</sup>、安發(2019)<sup>10</sup>、西(2014a, 2014b)<sup>11</sup>などが挙げられる。

しかし、特に児童虐待を受けた子どもの権利に焦点を当て、さらに中国と日本とを比較した論文は少なくとも2022年8月の段階でCinii Researchに掲載されているものは存在していない。

そのような意味において、本研究の先駆的な意義は決して少なくないと考えられる。

### 1-2 本研究の方法

本研究では文献調査法に基づき、研究を実施した。特に、CRCによる総括所見 (Concluding Observations) における日本および中国に対する「立法」「独立機関設置」「データ収集」「児童虐待」「体罰」「家庭環境を奪われた子ども」等の各項目に関する「懸念事項」と「勧告」について、日本については第1回から第4・5回<sup>12</sup>まで、中国については第1回から第3・4回<sup>13</sup>までを時系列的な変遷が理解しやすいように作表を行った。また、中国については「一人っ子政策」についても付記した。

翻訳文については、日本に関する内容については子どもの権利条約研究の日本における第一人者である平野裕二が、自身のインターネットサイトである「ARC 平野裕二の子どもの権利・国際情報サイト」<sup>14</sup>にて公開した和訳文を参考とした。その上で、内容が理解しづらい文章については筆者らがCRC作成の英文や中文の原文を参考にして、訳文の修正を行った。

### 第2章 国連子どもの権利委員会および国連子どもの権利委員会の勧告制度の概 説

### 2-1 国連子どもの権利委員会の概説

CRCによる指摘事項の紹介に入る前に、まず、CRCおよびCRCによる各国に対する勧告 制度についての概要説明をする。

以下は、平野裕二のホームページ」による情報を元に整理したものである。

CRCとは、子どもの権利条約第43条にもとづいて、「この条約において約束された義務の 実現を達成することにつき、締約国によってなされた進歩を審査する」ために設置された機 関のことである。

CRCは「徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において能力を認められた18人の専門家」(子どもの権利条約第43条2項)の委員で構成されている。当初は10人であったが、2003年3月より18人体制となった。これは子どもの権利条約第43条2項の改正によるものである。

CRCでは各国の政府報告書の審査が行われ、子どもの権利条約の実施状況に関するCRC の見解を示す「総括所見」<sup>16</sup>を採択する。

CRCの活動は「報告制度」の枠組みのなかで行なわれている。平野は、CRCの「報告制度」を以下のようにまとめている。<sup>17</sup>

- ①締約国が、条約の実施状況等に関する報告書を定期的に委員会に提出する。提出頻度は、最初の報告書はその国で条約が発効してから2年以内、それ以降は5年ごとである(条約第44条1項)。ただし報告書があまりにも遅延した場合には、あくまで例外的措置として、委員会が指定した期日までに複数回の報告書をあわせて提出してもよい(委員会が第29会期に採択した勧告による)。
- ②委員会は、他の国際機関やNGOの情報も参考にしながら、当該国の政府代表を迎えて報告書を審査する。
- ③委員会は、審査結果にもとづき、締約国政府に宛てた「総括所見」を採択して必要な措置を勧告する。締約国はその勧告を誠実に受けとめ、次回報告書でその実施状況等について報告することが要請されている。

2022年9月現在では、中国については3回の審査が実施され、日本については4回の審査が行われた。

締約国には子どもの権利条約批准後2年以内に政府報告書を提出することが求められている。その後は5年ごとに提出義務がある。CRCは政府からの報告書だけに限らず、他の国際機関からの意見やNGOレポート等を参考にして審査を行い、総括所見を採択する。締約国

は総括所見の勧告等に基づいて国内の施策を見直し、そして推進し、CRCは定期的にその 進捗状況を審査する。

CRCの会議は、一般的に3週間の全体会議と1週間の会議前ワーキンググループ会議を含め、1年間に3回、スイスのジュネーブにて開催される。CRCは政府報告を審査するだけでなく、条約の規定や実施の在り方に関する解釈を示す「一般的意見」も採択する。

### 2-2 国連子どもの権利委員会における報告審査の手順

以下は、CRCにおける報告審査の手順について平野裕二のホームページにおける説明を 元に、筆者らが要約したものである。

### ①締約国報告書の作成・提出

締約国報告書は報告書の種類別にガイドラインに則して作成することが求められる。報告書作成にあたっては子どもの権利条約の実施状況や子どもの権利保障の実態を自ら批判的に検証し、問題点も含め、率直に報告することが重要とされている。また、NGOや市民社会の参加の保障についても重要視されている。

#### ②報告書・関連資料の配布

作成・提出された報告書は、OHCHR(国連人権高等弁務官事務所)によって委員会の作業言語(英語・フランス語・スペイン語)に翻訳される。そのうえで、事務局が収集・作成した関連資料と共に委員に送付される。締約国報告書をはじめとした関連文書はOHCHRウェブサイトにて公開される。

また、総括所見の第1次草案の作成を担当する「国別報告者」も選任される。

### ③会期前作業部会・事前質問事項の作成

「会期前作業部会」では、次期以後に本審査を行う報告書に対する予備審査が非公開で実施される。「会期前作業部会」には、UNICEF(国際連合児童基金)やWHO(世界保健機構)といった国連機関が参加し、領域に応じた専門的助言をCRCに提供する。本作業部会には、審査対象の締約国のNGOの参加も奨励されており、実際に多くのNGOがレポートを提出している。主なNGOレポートはChild Rights Information Network(CRIN)のホームページ<sup>18</sup>で公開されている。

本作業部会で作成される事前質問事項は、「必要な統計データの要請」「実施に関する一般的措置に関する質問」「締約国報告書提出以降の新しい動きに関する質問」「子どもの権利条約の翻訳文の提供要請」「本審査で取り上げることが予想される問題のリスト」から構成される。これらの要請や質問に対しては、本審査の前に文書での回答が必要とされている。

### ④政府代表を迎えての本審査

①~③の準備作業を経て、審査対象国の政府代表団を迎えた本審査が行われる。政府代表団は3~10名程度で、多くは関連省庁の代表者が出席する。本審査は公開で行われ、NGO等の傍聴も原則として可能とされている。1か国あたりの審査時間は、 $10 \sim 13$ 時と $15 \sim 18$ 時の6時間の2回のセッションで実施され、基本的に延長されることはない。

本審査は、「委員会および政府代表団の自己紹介」「政府代表による概要説明」「分野ごとの質疑応答」「国別報告者による予備的所見」を基本的な流れとして進められる。

報告ガイドラインの章立てに沿って、分野ごとの質疑応答は進められる。8分野から構成されている報告ガイドライン中の、複数の分野ずつまとめる形で扱われる。質疑応答の内容は議事要録として公開される。

### ⑤総括所見の採択

報告審査後に、締約国での条約の実施状況に対するCRCとしての見解である「総括所見」が採択される。

総括所見自体には法的拘束力はないが、締約国はCRCの勧告に対し誠実に検討・実施する努力義務が課されている。また、総括所見は「当該国に対する委員会の権威ある声明」であるのみならず、「締約国一般がとるべき行動の指針的文書」としても位置づけられており、他国の総括所見を参照することも必要とされている。

### 第3章 国連子どもの権利委員会による日本に対する児童虐待対策法制の改善点 の指摘

本章では、CRCによる日本と中国における児童虐待対策法制に対する改善点の指摘を整理していく。前章で確認したように、総括所見は諸々の手続きを経て作成されており、また第1回以降の総括所見は、以前の総括所見とそれを踏まえた両国の対応を踏まえて作成されていることを念頭に置いて読み進めていただきたい。

### 3-1 日本における児童虐待対策法制に対する改善点の指摘

#### ①立法

立法	懸念事項	勧告
第 1 回 (1998 年)	・子どもの権利に関する条約が国内法より上位に位置し、国内の裁判所で援用できる。しかし実際には、裁判所は国際人権条約、特に子どもの権利条約を判決の中で直接適用しないことが通例である。	・国内法における子どもの権利に関する条約の地位に関して、子どもの権利に関する条約及び他の人権条約が国内の裁判所で援用された事例に関する情報の詳細を、次回の定期報告で提供する。

L				
	第 2 回 (2004 年)	・子どもの権利に関する条約の原則と 規定が国内法に全面的に反映されていない。 ・子どもの権利に関する条約が裁判所 で直接援用可能であるが実際には援 用されていない。	・立法の包括的見直しを行なうと共に、子どもの権利に関する条約の原則、規定並びにそこに掲げられた権利に基づくアプローチとの全面的な適合を保障するために必要な措置をとる。	
	(2010年) の権利に関する条約の適用範囲を完 全に網羅しておらず、子どもの権利を保 障するものとなっていない。		・子どもの権利に関する包括的法律 の採択を検討し、また子どもの権利に 関する条約の原則および規定と国内 法とを完全に調和させるための措置 をとることを強く勧告する。	
	第 4·5 回 (2019 年)	〇 <sup>19</sup> さまざまな法律の改正が行われた が、まだ不十分である。	・子どもの権利に関する包括的な法律を採択し、かつ国内法を条約の原則および規定と完全に調和させるための措置をとる。	

上記の表は、日本の児童虐待対策法制に影響を与える、国内の様々な法律に対する子どもの権利条約の適用状況について、CRCによる第1回から第4・5回までの懸念事項と勧告を整理したものである。

CRC総括所見では第1回から第2回において日本の国内法が子どもの権利条約に準拠していない状況が指摘され、第3回以降は子どもの権利に関する包括的な法律の制定が勧告されていた。これらの指摘を受けて、2016年に児童福祉法の第1条等が改正され、「児童の権利に関する条約の精神にのつとり」という文言が加えられた。しかし、本改正後に開催された第4・5回の指摘からは、CRCが依然として日本の立法に問題が未だに残っていると考えていることがわかる。

日本政府としては子どもの権利条約批准時から一貫して、条約の実施は現行法の実施で十分対応可能という姿勢であった。しかし、子どもの権利に関する包括的な法律を求める市民等の運動の成果もあり、「こども基本法」が2022年6月22日に公布され、2023年4月1日から施行されることとなった。これは「次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進すること」を目的とするものである。今回成立した「こども基本法」はCRCが求めていた「子どもの権利に関する包括的法律」に相当すると考えられる。したがって、本法の施行に向けて期待の声

がある一方で、本法では特に財政措置について「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」という記載にとどまっているという批判がある。そのため、掲げた理念の実効性については課題があることを指摘しておきたい。

また、自治体における子どもの権利条例制定は徐々に進展しているが、自治体ごとの格差が生じていることも事実である。実際に、約1700か所ある自治体のうち条例を制定した自治体は5%に満たない状態であり、国としての条約の原則および規定と完全に調和させるための措置には一層の努力が必要である。

### ②子どもの権利擁護に関する独立機関の設置

独立機関の	懸念事項	勧告
設置		
第 1 回 (1998 年)	・子どもたちの権利の実施を監視する権限を持った独立機関が存在しない。	・既存の「子どもの人権専門委員」制度を制度的に改善し拡大する。もしくは、子どもの権利のためのオンブズパーソンまたはコミッショナーを創設し、独立した監視機構を設置するための必要な措置をとる。
第 2 回(2004 年)	・条約の実施を監視する独立したシステムが全国規模で存在していない。 〇3か所の自治体が地方オンブズパーソンを設置したという情報、および人権委員会(Human Rights Commission)の設置に関する法案が再提出される予定がある。・法案において法務大臣の監督下にある人権委員会が構想されているという情報に照らし、独立性に関する懸念がある。・計画中である人権委員会には子どもの権利条約の実施を監視するための明確な権限が与えられていない。	・計画中である人権委員会が人権の促進および保護のための「国内機関の地位に関する原則」(パリ原則、総会決議 48/134 付属文書)にしたがって、独立した効果的機構となるように人権擁護法案を見直す。 ・人権委員会が、条約の実施を監視するという明確な権限を持ち、子どもからの苦情を子どもに配慮した方法で迅速に対応し、かつ条約に基づいた権利の侵害に対する救済の提供を確保する。 ・自治体における地方オンブズマンの設置を促進する。また、人権委員会が設置されたときにはこの地方オンブズマンが同委員会と連携するための制度を確立する。 ・人権委員会および地方オンブズマンに対して充分な人的、財政的資源が提供され、さらに子どもが容易にアクセスできるものとなるように必要な措置をとる。
第 3 回 (2010 年)	・条約の実施を国レベルで監視する独立した機関が存在しない。 〇5か所の自治体で子どもオンブズパーソンが任命されている。・オンブズパーソンの権限、独立性および職務、効果的活動を確保するために利用可能な財源その他の資源、ならびに 2002 年以来棚上げされている人権擁護法案に基づいて	・早期に人権擁護法案を通過させ、かつ「国内機関の地位に関する原則」(パリ原則、国連総会決議 48/134 付属文書)にしたがった国家人権委員会を設置できるようにすると共に、同委員会に対し条約の実施を監視し、苦情を受け付けてそのフォローアップを行い、子どもの権利の組織的侵害を調査する権限を与える。・次回の報告書において、国家人権委員会および子どもオンブズパーソンに与えられた権

	設置予定の人権委員会との関係の あり方の構想に関する情報が存在 しないことを遺憾に思う。	限、職務および資源についての情報を提供すること。 ・「独立した国内人権機関の役割に関する委員会の一般的意見 2 号」(2002 年)を考慮する。
第 4·5 回 (2019 年)	〇子どものためのオンブズパーソン機関が地方レベルで33か所に設置されている。 ・これらの機関は財政面と人事面の独立性ならびに救済機能を欠いている。	・第3回勧告のパラグラフ14に基づき、全ての子どもおよび本条約の全ての分野を対象とする評価および監視のための機構を設置することが再度要請された。

本項では、児童虐待対策にも関連する子どもの権利擁護に関する独立機関の設置に関する 指摘事項について見ていく。CRCは日本に対して、第1回総括所見では「子どもたちの権利 の実施を監視する権限を持った独立機関が存在しない、子どもの権利のためのオンブズパー ソンまたはコミッショナーを創設する」との指摘をしていた。

第2回総括所見では、日本の3か所の自治体において地方オンブズパーソンが設置されたことが報告され、さらに「人権委員会の設置に関する法案が再提出される予定」であることが 肯定的に評価された。しかし、その権限や独立した監視システムの不在に懸念が示された。

第3回総括所見では、5か所の自治体で子どもオンブズパーソンが任命されていることが報告された。しかし、これらのオンブズパーソンの権限、独立性、職務、効果的活動を確保するために利用可能な財源その他の資源、人権委員会との関係のあり方の構想に関する情報が提出されていないことが懸念事項として示された。

第4・5回総括所見では、33か所の自治体で子どもオンブズパーソンが設置されていることが報告されたが、第3回と同様に財政面および人事面の独立性と、救済機構の不備に対して懸念が表明された。また、すべての子どもはもちろん、条約のすべての分野を対象とする評価および監視機構を設置するべきだと勧告された。<sup>20</sup>

独立機関の設置について、国レベルと自治体レベル双方の議論があり、個別の事例については自治体レベルのオンブズパーソンは対応するが、国レベルでは個別事例を見ながらも直接関わることはせず、調査権等を活用してより大きな法制度の整備や政策提言等につなげていく役割が想定されていた。これについて国レベルの権利擁護機関がないこと、そして自治体レベルではオンブズパーソンを設置する自治体が増えつつあるが全体的には少ないことが今後の課題とされた。

児童相談所が関与したり、社会的養護のもとに置かれた子どもの意見表明権を担保するシステム作りは、2019年12月19日から開催されている厚生労働省「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」において議論が続けられ、2021年5月27日に発表された「とりまとめ」において下記のような具体的なイメージ図が公表された。具体的な実施にむけての実施体制の整備が期待される。

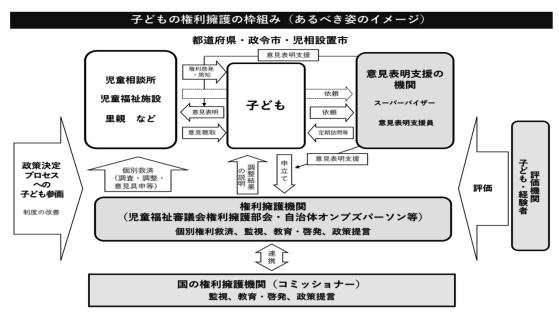


図 1 社会的養護等を必要とする子ども達の意見表明権を担保する仕組み21

### ③子どもの権利に関するデータ収集

データ収集	懸念事項	勧告
第 1 回 (1998 年)	・障害のある子ども、施設に措置された子ども、国民的・民族的マイノリティに属する子どもを含めた最も傷つきやすい立場に置かれた子どもの状況に関する、子どもからの苦情に関わるものも含めた細分類統計データやその他の情報を収集するための措置が不十分。	・子どもの権利条約のあらゆる領域に対応し、更なる行動が必要とされている分野の特定と、達成された部分の評価を促進するために、データ収集および細分化された適切な指標の特定のためのシステムを発展させるための措置をとる。
第 2 回 (2004 年)	-0~18歳の全ての子どもを対象とした、子どもの権利条約の全ての領域に関する包括的なデータが存在しない。 -0~18歳の子どもに配分される資源についての情報が存在しない。	・子どもの権利条約の全領域に関してデータが収集されること、そのデータが 18 歳未満の全ての者を対象として年齢別ならびにジェンダー別、民族的マイノリティ別、および先住民族マイノリティ別に細分化するため、現行のデータ収集機構を強化し、必要な場合には新たに設置する。
第 3 回 (2010 年)	・子どもの権利条約が対象としている 貧困下にある子ども、障がいのある 子ども、および日本国籍を有していな い子どもの就学率、学校での暴力や いじめに関するもの等データが存在し ない分野が存在する。	・権利侵害を受ける恐れがある子どもに 対するデータ収集の努力を強化し、子ど もの権利条約の実施において達成された 進展を効果的に監視、評価し、子どもの 権利の分野の政策の効果を評価すること を目的とした指標を開発する。
第 4·5 回 (2019 年)	・子どもの権利条約の全ての分野、特に子どもの貧困、子どもに対する暴力、乳幼児期のケアや発達の分野において、年齢、性別、障害、地理的所	・子どもの権利条約の全ての分野において年齢、性別、障害、地理的所在、民族的出身および社会経済的背景別に細分化されたデータの収集システムを改善す

在、民族的出身および社会経済的背 る。 景別に細分化されたデータ収集シス テムが改善されておらず、当該データ を政策立案およびプログラム策定の ために活用していない。

本項では、児童虐待対策に関連する子どもの権利擁護に関するデータ収集に関する指摘事項について見ていくこととしたい。

第1回総括所見では、障害児、施設被措置児童、国民的・民族的マイノリティの子どもを含む子ども権利保護が行き届きづらい子どもに関する、子どもからの苦情等を含む細分類統計データの収集が不十分であるとCRCは指摘した。

第2回総括所見では、CRCは $0 \sim 18$ 歳のすべての子どもを対象とした、子どもの権利条約のすべての領域に関する包括的なデータおよび子どもに配分される資源(resources allocated to children)についての情報が存在しないと指摘した。

第3回総括所見では、子どもの権利条約が対象としている一部の分野に関するデータが存在しないと指摘され、特に貧困下で暮らしている子ども、障がいのある子ども、日本国籍を有していない子どもそれぞれの就学率、学校における暴力およびいじめに関するデータが示されていない点が強調された。

第4・5回総括所見では、子どもの権利条約のすべての分野(特に子どもの貧困、子どもに対する暴力、乳幼児期のケアおよび発達の分野)で、性別、年齢、障害、地理的所在、民族的出身、社会経済的背景に分けられた細分化データ収集システムが改善されておらず、当該データを政策立案およびプログラム策定のために活用していないことが指摘された。そのうえで、これらの細分類統計データの収集システムを改善すべきことが勧告された。

#### 4)児童虐待

児童虐待	懸念事項	勧告
第 1 回 (1998 年)	・性的虐待を含め、家庭における子どもの虐待および不当な 取扱いが増加している。	・性的虐待を含め、家庭における子どもの虐待 および不当な取扱いの事案に関して詳しい情報およびデータを収集し、子どもの虐待および 不当な取扱いの事案が適正に調査され、加害 者に対して制裁が課され、かつ行なわれた決定が広報されるべきであること、これを達成するために、アクセスが容易であり子どもにやさしい苦情申立て手続が確立されるべきであることが勧告された。
第 2 回 (2004 年)	・児童虐待の防止のための包 括的かつ分野横断的な戦略が	・市民社会、ソーシャルワーカー、親および子 どもと連携し、児童虐待防止のための分野横

存在しない。 断的な国家戦略を策定する。 ・訴追された事件数が依然とし ・家庭で虐待を受けた子どもを対象とした保護 て極めて少ない。 措置を改善するための法律の見直し。 ・被害者の回復とカウンセリン ・児童相談所において被害者へのカウンセリン グといった支援が不十分であ グやその他の支援を提供することと、そのため り、これらの支援の需要に対 の専門家の増員。 応できていない。 ・法執行官、ソーシャルワーカー、児童相談所 ・強姦が男性から女性に対す 職員および検察官に対する、子どもに配慮し る行為として、刑法において狭 た方法での苦情の受理、監視、調査および訴 く定義されたままである。 追する方法に関する研修の増加。 ・児童買春について、被害を受 ・子どもが男女平等に保護されるようにするた けた子どもが犯罪者として取り めの性的搾取および性的虐待に関する法律 扱われているという報告があ の改正。 •未成年者の性的虐待および性的搾取に関連 「援助交際」、すなわち対償を する法律の資料や教育プログラムといった、性 的サービスの勧誘や提供を行う者を対象とし ともなう交際が行われていると た防止措置の発展。 いう報告がある。 ・(性的)同意に関する最低年 ・性的同意に関する最低年齢を引き上げる。 齢が低いことが「援助交際」を 助長している可能性があり、子 どもの性的虐待の訴追を妨げ ている。 第3回 ・民法上の「親権」概念によっ 虐待やネグレクトの否定的影響に関する公衆 (2010年) て「包括的支配」を行う権利が 教育プログラムと家族発達プログラムを含む 与えられている。 防止プログラムを実施し、ポジティヴかつ暴力 親が過大な期待を持つこと を伴わないしつけを促進。 ・家庭や学校で虐待の被害を受けた子どもへ で、子どもが家庭で暴力を受 けるリスクが生じている。 の十分な保護の提供。 ・子どもの性的搾取の事件を捜査しかつ加害 児童虐待の発生件数が増え 者を起訴するとともに、性的搾取の被害者に 続けており、買春によるものも 対してカウンセリング等の支援を提供に向けた 含む子どもの性的搾取件数が 増えている。 活動を強化する。 第 4•5 回 ・子どもへの暴力や性的な虐 学校におけるものも含む虐待や性的搾取の (2019年) 待、搾取が高い水準で発生し 被害を受けた子どもを対象とした、被害を受け ている。 た子どもの特有のニーズに関する知識と支援 技術を有する専門家によって支援される、通 報、苦情申立ておよび委託のための機関の設 置を速やかに進める。 ・虐待や性的搾取に関する事件を捜査し、加 害者を裁判にかけるための活動を強化する。 ・性的な搾取および虐待の被害を受けた子ど もに付与されうるスティグマを除去するための 意識啓発活動を実施。 ・子どもの虐待を防止し、向き合うための包括 的な戦略と被害を受けた子どもの回復および 社会的再統合に向けた政策を策定する目的と

した教育プログラムの実施を強化。

児童虐待について、第1回総括所見では、性的虐待も含め、家庭における子どもの虐待および不当な取扱いが増加していることを懸念すると表明された。

第2回総括所見では、児童虐待防止のための包括的かつ分野横断的な戦略の不在、訴追された事件数が依然として極めて少ないこと、被害者の回復とカウンセリングといった支援が十分でなく、支援の需要に対応しきれていない点が懸念された。

さらに性的虐待について、刑法において強姦が男性から女性に対する行為として狭く定義されたままであること、被害児童が犯罪者として取り扱われているという報告があること、「援助交際」すなわち対償をともなう交際が行なわれているという報告があること、性的なものを含む同意に関する最低年齢が低いことについて、それぞれ問題があると指摘された。

第3回総括所見では、民法上の「親権」概念によって「包括的支配」を行う権利が与えられていることや、親の過大な期待によって子どもが家庭で暴力を受けるリスクが生じており、児童虐待の発生件数が増え続けているということが懸念事項として挙げられた。

さらに性的虐待については、買春によるものも含む子どもの性的搾取件数の増加も問題点 として指摘された。

第4・5回総括所見では、子どもへの暴力や性的な虐待、搾取が高い水準で発生していることが懸念された。

そのうえ、CRCは性的虐待を含め、家庭における子どもの虐待および不当な取扱いの事 案に関し詳細な情報およびデータを収集し、適正に調査を行い、また加害者に適切な制裁を 課し、かつ行なわれた決定が広報されるべきことを勧告した。

さらに、性的な搾取および虐待の被害を受けた子どもに付与されうるスティグマを除去するための意識啓発活動の実施、子どもの虐待を防止し、対応するための包括的戦略と被害児童の回復および社会的再統合に向けた教育プログラムの実施を強化する等の勧告がなされた。

#### ⑤体罰

体罰	懸念事項	勧告
第 1 回 (1998 年)	・学校において体罰が広く行われていることや生徒の間で非常に多くのいじめが存在している。 ・体罰を禁ずる立法やいじめの被害者のためのホットラインは存在するが、現行の措置は学校暴力を防止するためには不十分である。	・学校における暴力を防止し、体罰やいじめを解消することを目的とした包括的な計画を作成し、その実施を監視することを推奨する。 ・家庭や被害を受けた子どもの支援のための施設およびその他の施設における体罰を法律で禁止する。 ・子どもの権利条約に準拠し、かつ、子どもの人間としての尊厳をする形態の、非暴力的なしつけが行なわれるように、意識啓発キャンペーンを行う。
第 2 回	・学校における体罰は法律	・施設や家庭における体罰を禁止する。

(2004 年)	で禁止されているが、学校、 施設および家庭において体 罰が広く行われている。	・体罰に関する態度を変革するため、子どもへの不当な扱いによる悪影響について教育キャンペーンを実施し、体罰に代わる手段として、学校、施設や家庭において積極的かつ非暴力的な規律やしつけを促進する。 ・不当な扱いに関する苦情が効果的に、子どもに配慮した方法で対応されるよう施設や学校の子どもを対象とした苦情申立ての仕組みを強化する。
第 3 回 (2010 年)	・家庭や代替的養護現場における体罰が法律で明示的に禁じられていない。 ・民法や児童虐待防止法が適切なしつけの行使を認めており、体罰の許容可能性については不明確である。	・家庭や代替的養護現場を含むあらゆる場面で、子どもへの体罰やあらゆる形態での品位を傷つける行為を法律で明確に禁止する。 ・あらゆる場面における体罰の禁止を効果的に実施する。 ・体罰等に代わる非暴力的しつけについて、家族、教職員が子どもと共に子どもに関わる専門家を教育するため、キャンペーンを含む伝達プログラムを実施する。
第 4·5 回 (2019 年)	前回と同じ	前回と同じ

本項では、児童虐待にも関連が深い「体罰」の問題について概説する。

第1回総括所見では、学校において体罰が広く行われていることや生徒間に多くのいじめが存在しており、体罰を禁ずる立法やいじめ被害者のためのホットラインは存在するものの、現行の措置は学校暴力を防止するために不充分であるとしている。

第2回総括所見では、学校における体罰は法律で禁止されているが、学校、施設および家庭において体罰が広く行われていることが指摘された。

第3回総括所見では、家庭や代替的養護現場における体罰が法律で明示的に禁じられておらず、民法や児童虐待防止法が適切なしつけの行使を認めており、体罰の許容可能性については不明確であるとされた。

第4・5回総括所見では、第3回総括所見と同じく、家庭や代替的養育の現場における体罰が法律で全面的に禁じられておらず、民法や児童虐待防止法が懲戒を認めており、体罰の不許容を明確に定めていないと指摘された。

注目しておくべき点は、第1回から、第4・5回総括所見まで、CRCが家庭や被害を受けた子どもの支援のための施設およびその他の施設における体罰を法律で禁止するという勧告を繰り返していた点である。

第4・5回総括所見は2019年3月に公開されたが、2019年6月には児童虐待の防止等に関する 法律が改正され、第14条にて「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加え ることその他民法第820条<sup>22</sup>の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該 児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない」と規定 され、日本でも「しつけ」の場面での体罰が禁止された。

### ⑥家庭環境を奪われた子ども

家庭環境を 奪われた子 ども	懸念事項	勧告
第 1 回 (1998 年)	・施設に措置される子どもが多数 存在し、特別な支援や保護を必要 とする子どもに対し代替的な家庭 環境を提供するための仕組みが 不十分な状態である。	・特別な支援や保護を必要とする子どもたちに 対して代替的な家庭環境を提供するための仕 組みの強化に向けた措置をとる。
第 2 回 (2004 年)	なし	なし
第 3 回 (2010 年)	・親のケアを受けていない子ども のための家族を基盤とした代替的 養護に関する政策が存在しない。 ・家族から引き離されて養護り 象とされる子どもの人数が増えている。 ・少人うとする努力がなきれて水としまりの施設においではない。 ・代替的をではない。 ・代替の虐待がある。これと関連が広く ・生もの増育がある。古れと関連が広く ・理親が義された手当を会している一部の類型の里親が金銭い。 ・実施されているといる一部の類型の里親が金銭い。 ・ない。	・子どもの養護を、里親家庭あるいは居住型養護における小集団の家庭的環境のもとで提供する。 ・里親を含む代替的養護現場の質を定期的に監視し、すべての社会的養護現場が適切な最低基準に準拠していることを確認するための措置を行う。 ・代替的養護現場における児童虐待を調査し、その責任者を訴追するとともに、虐待の被害者が苦情申立て手続きやカウンセリング、医療的ケアその他の適切な回復援助を受けられるようにする。 ・全ての里親に金銭的支援が提供されるようにする。 ・「子どもの代替的養護に関する国連指針」(国連総会決議 A/RES/64/142 参照)を考慮する。
第 4·5 回 (2019 年)	・家族から分離される子どもが多数存在するとの報告がある。また、子どもは裁判所の命令なく家族から分離される可能性があり、最長2か月間児童相談所に措置される場合がある。 ・多数の子どもが、虐待の被害を受けており、第三者による監視や評価が不十分な施設に措置されているケースがある。 ・児童相談所がより多くの子どもを受け入れることに対する強力な金銭的インセンティブが存在すると	・子どもを家族から分離するかどうかの決定に関して義務的司法審査を導入し、子どもの分離に関する明確な基準を定め、親からの分離が、子どもの保護のために必要でありかつ子どもの最善の利益に合致する場合に、子ども及びその親の意見を聴取した後に最終手段として行なわれるようにする。 ・「新しい社会的養育ビジョン」を迅速かつ効果的に実行し、乳幼児をはじめとする子どもの速やかな脱施設化およびフォスタリング機関の設置を行う。 ・児童相談所における子どもの一時保護の実施を廃止する。

報告されている。

- ・里親が包括的支援や十分な研修および監視を受けていない。
- ・施設に措置された子どもが、生 みの親との接触を維持する権利 を剥奪されている。
- ・児童相談所に対し、生みの親が 子どもの分離に反対する場合、あ るいは子どもの措置に関する生み の親の決定が子どもの最善の利 益に反する場合の明確な指示が 与えられていない。

・社会的養護の現場での被措置児童への虐待を防止し、これらについて調査を行い、かつ虐待を行った者を訴追すること、里親および施設への子どもの措置が第三者により定期的に審査を行い、子どもへの不当な扱いの通報、監視および是正のための簡便かつ明確なシステム構築により、これらの環境におけるケアの質を監視する。

・財源を施設から家族的環境に振り直すとともに、全ての里親が包括的な支援、十分な研修及 び監視を受けることを確保しながら、脱施設化を 実行に移す自治体の能力を強化し、同時に家 庭を基盤とする養育体制を強化する。

・子どもの措置に関する実親の決定が子どもの 最善の利益に反する場合に家庭裁判所に申立 てを行うよう児童相談所に明示をする目的で、 里親委託ガイドラインを改正する。

本項では、児童虐待を受けた子どもに対する事後対応としての児童保護(家庭的環境を奪われた子どもの保護) および社会的養護に関連する問題について概説する。

家庭環境を奪われた子どもについて、第1回総括所見では、施設に措置される子どもに対して代替的家庭環境を提供するための施設が不十分な状態であるという懸念がCRCによって示された。本件に関して、CRCは子どもたちに家庭環境に代わるものを提供するための施設の強化に向けた措置をとるように勧告した。

第2回総括所見では、家庭環境を奪われた子どもに関する懸念事項と勧告についていずれ も言及していない。

第3回総括所見では、親のケアを受けていない子どものための家庭的代替養護に関する政策が存在しないこと、家族から引き離されて養護の対象とされる子どもの人数が増えていること、少人数の家庭的養護を提供しようとする努力にも関わらず多くの施設の水準が不十分であること、代替的養護施設において子どもの虐待が広く行なわれていることとともに、苦情申立て手続きの機関が広く設けられていないこと、里親が義務的研修を受け、かつ増額された手当を受給している一方で、一部の類型の里親が金銭的支援を受けられていないことが問題点として指摘された。

第4・5回総括所見では、家庭を基盤とする養育の原則を導入した2016年の児童福祉法改正、および6歳未満の子どもは施設に措置されるべきではないとする「新しい社会的養育ビジョン」(2017)が承認されたことにCRCは注目した。しかしながら、家族から分離される子どもが多数にのぼるとの報告があり、子どもは裁判所の命令なく家族から分離される可能性があり、最高2か月間児童相談所に措置されうること(児童相談所における職権一時保護および一時保護の上限についての指摘)、多数の子どもが虐待の被害を受けており、第三者

による監視や評価が不十分な施設に措置されているケースがあること、より多くの子どもを 児童相談所が受け入れることの背景に強い金銭的インセンティブが存在すると主張されてい ること、里親が包括的支援や十分な研修および監視を受けていないことについて、CRCは 懸念を表明した。

さらに、施設被措置児童が、生み親との接触を維持する権利を奪われていること、生物学的親が子どもの分離に反対する場合または子どもの措置に関する生物学的親の決定が子どもの最善の利益に反する場合には家庭裁判所に申立てを行なうべきという明確な指示が児童相談所に対して与えられていないことについて、CRCは懸念を表明した。

### 3-2 第1回から第4・5回までの総括所見における日本における児童虐待対策法制に対する 改善点の指摘から理解できること

CRCによる第1回から第4・5回までの総括所見から、日本に対しては以下の点について改善が求められていることが理解できた。

まず立法面においては国レベルにおける子どもの権利擁護に関する包括的な法律が制定されていない、また子どもの権利擁護に関する国レベルの独立機関の設置がされていない、データ収集については社会経済的背景別の細分化データ収集システムが改善されていない、児童虐待については子どもへの暴力や性的な虐待、搾取が高い水準で発生している、体罰については家庭や代替的養護施設の現場における体罰が法律で明示的に禁じられていない、家庭環境を奪われた子どもについては少人数の家庭的養護を提供しようとする努力にも関わらず多くの施設の水準が不十分である。

前述のように、第1回から第4・5回に至る過程において少なからず改善された点もあるが、依然として日本にはこれらの改善点が存在している。

### 第4章 国連子どもの権利委員会による中国に対する児童虐待対策法制の改善点 の指摘

### 4-1 中国における児童虐待対策法制に対する改善点の指摘

#### ①立法

立法	懸念事項	勧告
第 1 回 (1996 年)	・報告書が一般指針に従って作成されており、かつ自己批判的内容であったことが評価された一方、法律および行政上の規定の内容に焦点化されており、実際の適用状況が反映されていないことが懸念事項とされた。	・国内の法的枠組みの包括的再検討を行う。
第 2 回	・子どもに適用される全ての法律が条	・国内法を条約の原則及び規定に全面

(2005年)	約に全面的に一致していない。	的に一致させるための見直しを引き続 き行う。
第 3•4 回 (2013 年)	・子どもの最善の利益が、子どもに関連する主要な法律および政策に必ずしも全面的に反映され、かつ編入されていない。	・あらゆる立法上、行政上および司法上の手続き、ならびに子どもに影響を与えるすべての政策、プログラムおよびプロジェクトにおいて、子どもの最善の利益が適切に統合されかつ一貫して適用されることを確保する。

CRCにおける中国に対する第1回総括所見では、報告書については評価された一方、実際の適用状況が反映されていないことが懸念事項とされ、国内の法的枠組みの包括的再検討が勧告された。

CRCによる中国に対する第2回総括所見では、法改正に関する相当の進展が見られた点が評価された。そして第3・4回総括所見では、立法措置について、未成年者保護法改正(2006年および2012年)、武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書(2008年)、障害のある人の権利に関する条約(2008年)の批准、罪を犯した少年を対象とする特別刑事手続についての章を付加した刑事訴訟法改正(2012年)および社会保険法の採択(2010年)が評価された。さらに、人身取引対策行動計画(2013~2020年)、中国児童発達綱要(2011~2020年)、子どもにも焦点を当てた「国民経済と社会発展の第12次五か年計画綱要」(2011~2015年)等の政策措置が評価された。

#### ②子どもの権利擁護に関する独立機関の設置

独立機関の 設置	懸念事項	勧告
第 1 回 (1996 年)	・条約の実施を促進し調整するために様々な機構が設置されているが、実施状況を監視する措置が十分にとられていない。	・子どもの権利のためのオンブズパーソンのような独立機関を設立する。
第2回(2005年)	・条約の実施を監視し、権限を与えられた独立の人権機関が存在しない。	・国、地域及び地方レベルで子どもの権利を 監視し条約を実施する明確な権限を与えられ た国内人権機関を設置する。
第 3·4 回 (2013 年)	・国レベルで独立した国内人権機関が未だに設置されていない。	・独立の国内人権機関を速やかに設置するべきである旨の勧告を、改めて繰り返す。

CRCは子どもの権利擁護に関する独立機関に設置について、第1回総括所見から第3・4回まで、条約の実施を監視し、権限を持つ独立の人権機関の不在を懸念し、速やかな設置の勧告を繰り返した。

#### ③子どもの権利に関するデータ収集

データ収集	懸念事項	勧告
第 1 回 (1996 年)	なし	・子どもの権利の実施に向けたプログラムを立案 するために、系統的なアプローチによる子どもの状 況に関する統計的データ等の情報収集を強化す るよう、さらなる措置をとる。
第 2 回 (2005 年)	・条約が対象とするあらゆる 分野についての包括的で信 頼性の高い統計データが、 その一部しか公的に閲覧で きない状態にある。	・条約が対象とするあらゆる分野についての包括 的で信頼性の高い統計データの収集を強化すると ともに、データがあらゆる場所で、時宜を得た形で 体系的に、国民が閲覧可能となるようにする。
第 3·4 回 (2013 年)	・子どもへの虐待に関するデータ収集が不足しており、虐待の実態把握が困難である。	・子どもに対する暴力、嬰児殺を始めとした子どもに関する情報が体系的に収集され、公に閲覧可能とされること。

データ収集について、第1回総括所見では、CRCは子どもの状況に関する統計的データ等の情報収集を強化するよう、さらなる措置をとるという勧告を行った。

第2回総括所見では、CRCは条約が対象とするあらゆる分野についての包括的で信頼性の高い統計データが一部しか公的に閲覧できない状態にあることが懸念され、データの収集を強化するとともに、データがあらゆる場所で、時宜を得た形で体系的に、国民が閲覧できるように改善するよう勧告した。

第3・4回総括所見では、子どもへの虐待に関するデータ収集が不足しており、虐待の実態 把握が困難であるという指摘がなされた。さらに、CRCは子どもに対する暴力、嬰児殺を 始めとした子どもに関する情報を体系的に収集し、公に閲覧可能とするように改善すべきこ とを勧告した。

### 4)児童虐待

児童虐待	懸念事項	勧告
第 1 回 (1996 年)	子どもの売買、取引および性的搾取の問題を防止し、低減させるためにとられた措置が不十分である。	なし
第 2 回 (2005 年)	・子どもの虐待、ネグレクトおよび 不当な扱いに関して入手可能な情報が限られている、暴力を低減し、 被害者を支援するために利用可能 な支援体制が限られている。	・医師、教員及びソーシャルワーカーといった子どものために働く者に対して通報義務要件を課し、かつ子どもが利用できるヘルプラインを開設すること等も通じて、虐待、ネグレクト、暴力および不当な扱いを低減させるための対応を強化する。 ・あらゆる形態の暴力からの子どもの保護に関する

		法整備、法改正を行う。 ・あらゆる形態の暴力に対処する子どもの意識およびスキルを高めることを目的とした学校を基盤とする教育活動等を通じて、暴力を防止しこれと低減させるための戦略および介入策を発展させる。 ・暴力の被害を受けた全ての子どもがケア及び回復に関わる適切な支援を受けるための支援体制を発展させる。
第 3・4 回 (2013 年)	・移住労働者の子ども(留守児童)が、親の不在中に性的搾取に遭いやすい。 ・子どもに対するこのような犯罪の訴追率が低く、非司法的解決が蔓延していることから、加害者が処罰されない結果が生じている。 ・性的搾取および性的虐待の被害を受けた子どもが、司法、シェルター、医療サービス、心理カウンセリングおよび補償のアクセスしづらい法制度となっている点が懸念される。	・移住労働者の子ども(留守児童)を性的搾取および性的虐待から保護するための努力、性的虐待及び性的搾取に関する法律が効果的に執行され、かつそのような犯罪の加害者が審判を受け、その犯罪にふさわしい制裁の対象とするための努力を強化する。 ・苦情申立てを受理し、監視し、調査するための効果的かつ子どもにやさしい手続および機構(子どもにとってアクセスしやすい無償のヘルプラインを含む)を設置するとともに、学校およびコミュニティにおける性暴力および性的虐待の通報を奨励するため、子ども(男子を含む)の間で意識啓発活動を行なう。 ・専門家を対象とする十分な研修等も通じ、性的搾取および性的虐待の被害を受けた子どもが有するシェルター関連、健康上、法的、心理社会的などの各ニーズに対応するための戦略を策定する。

児童虐待について、第1回総括所見では、子どもの売買、取引および性的搾取の問題を防止し低減させるためにとられた措置が不十分であるとCRCは指摘した。

第2回総括所見では、子どもの虐待、ネグレクトおよび不当な扱いに関して入手可能な情報が限られていることや暴力を低減させ、かつ被害者を支援するために利用可能な支援体制が限られていると指摘された。

第3・4回総括所見では、移住労働者の子ども(留守児童)が、親の不在中に性的搾取に遭いやすいこと、子どもに対するこれらの犯罪の訴追率が低いこと、非司法的解決が横行しているために加害者が処罰されていないこと、性的搾取および性的被虐待児童の司法、シェルター、医療サービス、心理カウンセリングおよび補償への経路が限定されていること等について、CRCは懸念を表明した。

### ⑤体罰

	体罰	懸念事項	勧告
	第1回 (1996年)	なし	なし
Ī	第2回	・家庭における体罰が禁じられ	・家庭、学校、施設その他刑事施設を含むあらゆ

(2005 年)	ておらず、社会的に容認されている。	る場面での体罰を法的に禁止する。 ・体罰に関する公衆の態度を変革するため、体罰 に代わる非暴力的なしつけおよび規律に関する公 衆教育および意識啓発の活動を、子どもの関与を 得ながら拡大させる。
第 3•4 回 (2013 年)	なし	なし

第1回総括所見では、体罰に関する懸念事項と勧告についてCRCは言及していない。

第2回総括所見では、体罰が家庭において禁じられておらず社会的に容認されていることをCRCは指摘した。また勧告として、家庭、学校、施設その他刑事施設を含む様々な場面での体罰の法的な禁止、体罰に関する公衆の態度を変革するための体罰に代わる非暴力的なしつけおよび規律に関する公衆教育および意識啓発活動を子どもの関与を伴いながら拡大させることが指摘された。

第3・4回総括所見では体罰に関する懸念事項と勧告については言及されていなかった。

### ⑥家庭環境を奪われた子ども

家庭環境を奪 われた子ども	懸念事項	勧告
第 1 回 (1996 年)	・福祉施設に入所する子どもの死亡率が 高く、子どもたちに質の高いケアを提供す るためにとられている措置が不十分であ る。	・福祉施設における子どもたちの状況を改善するため、さらなる措置をとる。
第 2 回(2005 年)	〇「子どものための社会福祉施設に関する基準」の採択(2001年)が評価された。 ・一方、相当数の子どもが棄子となり、また多数の子どもが施設で暮らしていることが懸念された。 ・また、施設における子どもの入退所についての正確な統計データが存在しない点も改善点として指摘された。	・里親養護や中国国内における養子縁組といった成功モデルを全域で提示し拡大させることにより、家庭を奪われた子どもの代替的養護を向上させる努力を継続する。 ・危険な状況にある家族及び子どもを早期発見し、ソーシャルワーカーが直接介入して家族を援助できるようにすることも含む、棄子を防止するための効果的戦略を策定する。 ・子どもが施設に措置される際は、小規模の集団かつ家庭的環境のなかで個別にケアが行われるような環境を保証する。 ・効果的な監視機構を設置し、かつ、全ての施設やサービスが適正な訓練及び認定を受けた職員を確保することにより、あらゆる形態の代替的養護において条約に一致する質を確保する。 ・代替的養護の対象とされた子どもの全ての死亡事例が適正に記録及び調査され、適切なフォローアップ措置をとる。

### 第 3·4 回 (2013 年)

〇資格のある児童福祉専門家を 2020 年までに増員することが中国児童発達綱要で求められていることが評価された。

- ・しかし、中国児童発達綱要その他の新たな政策が養護系施設の設置を唱道し、これらの施設に対し、家庭養護やコミュニティを基盤とする養育よりも多くの資金を提供しようとしていることが懸念された。このことは、政府機関にとって、コミュニティを基盤とする代替的養護の選択肢を追求するのではなく、子どもを施設に措置することを選ぶよう促す、意図せざる誘引策になってしまう可能性があることが懸念された。
- ・家族によるケアを奪われた子どもが家庭 養護ではなく施設に措置されている。

- ・子どもの代替的養護について、施設養護 よりもコミュニティを基盤とする家庭的ケア が選択されるべきである。
- ・さらに、引き続き、政府の追加的資源の配分等も通じて、子どもとともに働く専門家を増員し、かつすべての専門家を対象として研修を実施する。

家庭環境を奪われた子どもについて、第1回総括所見では児童福祉施設で入所する子どもの死亡率が高く、子どもたちに質の高いケアを提供するためにとられている措置が不十分であることについてCRCは懸念を表明し、児童福祉施設における子どもたちの状況を改善するため、さらなる措置をとると勧告した。

第2回総括所見では、遺棄された子どもたちが施設に入所し、暮らすこと、子どもの入退所についての正確な統計データの不在が指摘された。それに対し、CRCは里親養護や国内養子縁組といった成功モデルを全域で提示し拡大させることや子どもが施設に措置される際は、小規模集団かつ家庭的環境のなかで個別的ケアが行われることが望ましい等の勧告をした。

第3・4回総括所見では、家庭環境を奪われた子どもが家庭養護ではなく施設養護へ措置されていることの問題点が繰り返し指摘され、子どもの代替的養護については施設養護よりもコミュニティを基盤とした家庭養護が選択されるべきであるという勧告がなされた。

#### (7)一人っ子政策

一人っ子政 策	懸念事項	勧告
第1回 (1996年)	・ジェンダーおよび障害を理由とする差別の問題に取り組むための措置を評価しながらも、選択的な嬰児殺に結びつく慣行が根強く残っていることが懸念された。	・一人っ子政策による女子の生命を脅かすことのないように、大衆及び一人っ子政策の従事者に対し、はっきりとした指導を行なう。また、女子の遺棄および嬰児殺ならびに女子の取引、売買及び誘拐を低減させるための強大でかつ包括的な措置をとる。

第 2 回 (2005 年)	・選択的中絶および嬰児殺ならびに子ども(とくに女子および障害のある子ども)の遺棄が続いている。・現行の一人っ子政策により、女子、障害のある子ども及び一部の農村地帯で生まれた子どもが出生後に正式に登録されていないことが懸念された。	・一人っ子政策から生ずるいかなる悪影響(子どもの遺棄および不登録ならびに出生時の不均衡な男女比を含む)を解消するためにあらゆる必要な措置をとる。
第 3・4 回(2013 年)	・女子に対する差別があるため、嬰児殺し、子どもの遺棄、性別選択的中絶が起こっている。 ・一人っ子政策が女子差別を生み、出生登録率が低い。	・女子差別である文化的規範及び慣行を強化する諸要因に対処する等の手段によって性別選択的中絶、女子の嬰児殺及び女子の遺棄を防止するため、即時的な法的措置、政策措置及び意識啓発措置をとる。 ・女子および障害のある子どもの嬰児殺を低減させるための努力の一環として、厳格な一人つ子政策を改める。

CRCは一人っ子政策について、第1回総括所見から第3・4回まで、一人っ子政策による性別選択的な嬰児殺、子どもの遺棄、中絶等について懸念を表明した。さらにCRCは、第1回総括所見から第3・4回まで、一人っ子政策から生ずるすべての悪影響をなくすために、一人っ子政策を廃止することを続けて勧告した。

ちなみに、2015年12月の全国人民代表者会議において全ての夫婦が2人の子どもを持つことを認める人口・計画出産法の改正案が採択され、2016年1月1日から施行された。本改正の背景には、CRCの勧告もさることながら、少子化の抑止という側面が強いと考えられる。

鄧爽・劉杰・賀雪矯(2016)<sup>23</sup>は、一人っ子政策改正の背景として、①中国社会の出生率の持続的低減、②労働人口の不足、③急激な高齢社会化に加えて、④人口構造の不調というリスクを挙げた。(鄧他 2016:7-8頁)

ここから、CRCの指摘と中国の少子化の進展が合致し、一人っ子政策の廃止が達成されたと考えられる。

### 4-2 第1回から第4回までの総括所見における中国における児童虐待対策法制に対する改善 点の指摘から理解できること

CRCによる第1回から第4回までの総括所見から、中国に対しては以下の点について改善が求められていることが理解できた。

まず立法面では子どもに適用される法律に依然として子どもの権利条約と適合していないものがある、また独立機関の設置については国レベルで独立した人権機関が設置されていない、データ収集については子どもへの虐待に関するデータ収集が不足し虐待の実態把握が困難である、児童虐待については留守児童が親の不在中に性的搾取に遭いやすいことが指摘されている、体罰については家庭における体罰が禁じられておらず社会的に容認されている、

家庭環境を奪われた子どもについては家庭を基盤とするケアではなく入所施設に措置される ことが多い。

中国政府は今後これらに対する改善を図っていく必要があるが、先進国と比較すると CRCによる指摘は基礎的問題の段階にあり、今後の改善経過の中でさらに指摘事項が増え ることが予想される。

ちなみに前述の通り、一人っ子政策についてはCRCによる指摘があった状況からは改善されたことをここで再確認しておきたい。

### 第5章 国連子どもの権利委員会による日本と中国における児童虐待対策法制に 対する改善点の指摘を受けた両国の変化と今後の課題

5-1 国連子どもの権利委員会による日本における児童虐待対策法制に対する改善点の指摘 を受けた変化と今後の課題

1点目として立法上の変化としては、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(1999年)、児童虐待防止法(2000年)を制定し、児童の商業的性的搾取に対する国内行動計画の策定(2001年)、青少年育成施策大綱の策定(2003年)等の取り組みを行ったことが第2回総括所見において評価された。

また第3回の総括所見では、子どもの権利の分野において、子どもの生活条件および発達の向上に資する法律の公布および改正が行われたことが評価された。具体的には2004年および2008年の児童虐待の防止等に関する法律の改正により児童虐待の定義が見直され国および地方の政府の責任が明確化されたこと、そして虐待の通報義務の範囲も拡大したこと、さらに2005年6月の刑法改正では人身売買が犯罪として位置づけられたことが挙げられる。

さらに第4・5回総括所見では、性別に関係なく男女共に最低婚姻年齢を18歳と定めた2018年の民法改正、2017年の刑法改正、2016年の児童福祉法改正、および児童ポルノの所持を犯罪化するに至った「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」の改正等、様々な分野で進展があったことが評価された。また、子供・若者育成支援推進大綱(2016年)、第4次「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」(2018年)及び子供の貧困対策に関する大綱(2014年)など、第3回審査以降に子どもの権利に関連した制度上及び政策上の措置もとられた点も評価された。

一方、既に施行されている国内法を修正することによって権利基盤型アプローチを実現することを日本政府は目指してきたが、包括的な法律の採択には至っていない点が課題であるとしてCRCから指摘されている。

2点目に、独立機関の設置に関する変化として、第2回、第3回、第4・5回の各総括所見に おいて、オンブズパーソンが設置されていない自治体が依然として存在する点、調査や勧告 を行うことができたとしても子どもの権利侵害について扱う機関や委員会が設置されていない点が指摘され、今後の課題となっている。

3点目にデータ収集上の問題として、日本では子どもと子どもの活動に関する多くのデータが定期的に収集及び公表されていることがCRCから評価された。

一方、今後は従来から行われてきたデータの収集を継続しつつ、欠落している部分についても収集を行っていくことが課題とされた。

4点目に児童虐待に関する変化として、第2回総括所見では、児童虐待の通報および調査を改善に向けた対応とそれによる成果が評価された。第3回総括所見では、児童虐待防止のための機関の設置と具体的な対応を行うための児童虐待の防止等に関する法律および児童福祉法の改正が評価された。第4・5回総括所見では、性的虐待の被害者のための対応機関の各都道府県への設置や18歳未満の者との性交渉あるいはわいせつ行為の対象とすることを犯罪として位置づけることを目的として刑法第179条改正が評価された。

一方CRCは、日本における民法上の「親権」概念によって「包括的支配」を行なう権利が与えられていること、親が過大な期待を持つことにより子どもが家庭で暴力を受けるおそれが生じていることに懸念を表明した。また、児童虐待の発生件数が増え続けていることが依然として課題となっていることを指摘した。

5点目に、体罰について、CRCは総括所見の第1回から第4・5回まで、家庭における体罰が法律で明示的に禁じられていないことを指摘し続けた。

この指摘を受け、日本政府は児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律などの関連法律を改正し、2020年4月から施行した。改正法では、親らが「しつけ」として体罰を行うことを禁止した。

6点目に家庭環境を奪われた子どもについて、第2回総括所見では、家庭環境を奪われた子どもに該当する指摘はなかったが、第3回総括所見では、日本は少人数の家庭的養護を提供しようとする努力が評価され、第4・5回総括所見では、家庭を基盤とする養育の原則を導入した2016年の児童福祉法改正、および6歳未満の子どもは施設に措置されるべきではないとする「新しい社会的養育ビジョン」(2017年)が評価された。しかし、社会的養護の施設において子どもの虐待が広く行なわれていること、苦情申し立て機関が広く設けられてないこと、一部の類型の里親が金銭的支援を受けられないことを問題点としてCRCは指摘した。

以上から、日本は子どもの権利擁護に関する包括的な法律の採択には至っていないこと、 子どもの権利侵害について継続的に扱う機関や委員会が設置されていないこと、児童虐待の 発生件数が増え続けていることが改善すべき点としてCRCによって指摘されていることが 理解できる。

### 5-2 国連子どもの権利委員会による中国における児童虐待対策法制に対する改善点の指摘 を受けた変化と今後の課題

1点目の立法上の変化については、第1回総括所見から第3・4回まで、中国の国内法が子どもの権利に関する条約に則した内容になっていない点についてCRCは懸念を示し続けていた。さらに立法、行政、司法上の手続きならびに子どもに関する全ての政策、プログラム、プロジェクトにおいて子どもの最善の利益が適切に統合されかつ一貫して適用されるようにCRCは勧告した。

2点目の独立機関の設置については、子どもの権利の実現に関する監視権限のある独立機関が未設置である点が、総括所見の第1回から第3・4回に至るまでの一貫した中国の課題としてCRCから指摘された。

3点目のデータ収集については、第1回および第2回においては、子どもの権利擁護のため に必要な統計データの不備や信頼性不足が全体的に指摘され、第3・4回総括所見では子ども 虐待に関するデータの不足が指摘された。

4点目の児童虐待については、第1回総括所見で「子どもの売買・取引」「性的搾取」の問題が指摘され、第2回総括所見では「児童虐待・ネグレクト」「児童に対する暴力」の問題が指摘された。さらに第3・4回総括所見では「留守児童」の問題や、司法的解決を含む虐待を受けた子どもへの支援に対する対応整備が求められた。

5点目の体罰については、第2回総括所見において「家庭、学校、施設その他刑事施設を含むあらゆる場面での体罰を法的に禁止する」という勧告がなされたが、第3・4回では言及がなかった。

中国では学校における体罰は禁止されたが、家庭における体罰の禁止は未だに明確されていない状況であり、法律は「家庭暴力の禁止」に止まっている。したがって、筆者らは第3・4回の国連子どもの権利委員会勧告については疑問を持っている。

6点目の家庭環境を奪われた子どもについて、CRCは第2回総括所見において「子どものための社会福祉施設に関する基準」の採択(2001年)を歓迎すると述べた。第3・4回総括所見では、資格のある児童福祉専門家を2020年までに増員することを勧告し、さらに家庭養護へのシフトを求めた。

7点目の一人っ子政策については、第1回総括所見から第3・4回総括所見まで中国の一人っ子政策の廃止をCRCが求め続けたが、中国政府が対応を行わない状態が続いていた。しかし、2016年の「中華人民共和国改正人口・家族計画法」第18条第1項において「国は夫婦に2人の子どもを産むことを奨励している」と定め、さらに2021年8月20日に全国人民代表大会常任委員会は「中華人民共和国人口・家族計画法」の改正を可決し、3人の子どもを産むことができるとした。本施策の改善については、CRCの勧告のみならず、中国の人口政策上の影響が大きかったと考えられる。

以上のように第1回目から第4回目までを見ると、徐々に様々な種類の児童虐待への対応が 求められ、また最も深刻な問題だけではなく中国のすべての子どもへの支援が求められつつ あると評価できる。

また個別の問題点に着目すると、児童虐待に関するデータが存在しないことによって中国における児童虐待の実態が把握できない、国土が広大であるため地域間格差があり留守児童問題がなかなか解決へと向かわない現状がある。さらに一人っ子政策による「男子」や「健常者」を重視する価値観から女子・障がい者・少数民族への差別があり嬰児殺し・遺棄・性別選択的中絶に繋がりやすい。そして、子どもに対する暴力禁止に対する意識が依然として低く、商業的性的搾取に対する法律も未整備である、社会的養護とする要保護児童に対して、子どもたちに質の高いケアを提供するためにとられている措置が不十分であるなど、中国にはまだまだ多くの課題があることが理解できた。

中国が先進国の仲間入りをして安定した信頼を国際的に得るためには、これらの問題をスピード感をもって解決していかねばならないことが、CRCの日中比較から明確になったと言える。そのため、中国は、国の実情に合わせた対応の在り方について検討を行い、勧告が全面的に実施されるためにあらゆる適切な措置をとるべきであると筆者らは考えている。

# 5-3 国連子どもの権利委員会による日本と中国における児童虐待対策法制に対する改善点の比較検討

立法面について見てみると、日本は子どもの権利擁護に関する包括的な法律を求められている段階であるが、中国は依然として子どもの権利条約に適合していない法律の存在を指摘されている段階である。

子どもの権利擁護に関する独立機関の設置について見てみると、日中両国ともに当該機関の設立が求められている。

子どもの権利に関するデータ収集について見てみると、日本は社会経済的背景別に細分化 されたデータ収集システムの改善が求められている一方、中国はデータ収集自体の不足が指 摘されている。

児童虐待について見てみると、日本は様々な対策を講じているにも関わらず子どもへの暴力や性的な虐待、搾取が依然として高い水準で発生していることを指摘されており、一方中国では留守児童対策をはじめとした児童虐待対策の専門性向上が求められている。

体罰に関しては、日本は2019年3月に公開された第4・5回総括所見における指摘を受けて「しつけ」における体罰を禁止したが、その浸透には時間を要すると考えられる。中国については、家庭における体罰の社会的容認が指摘されているが、日中両国の子どもへの体罰の認識の問題という意味では根を同じくする問題であると言える。

家庭環境を奪われた子どもへの対応についても、日本は家庭養護への転換は評価されてい

るものの、施設養護に措置される傾向が強いという点は中国と同じ傾向があると言える。

国連子どもの権利委員会による日本と中国における児童虐待対策法制に対する改善点の指摘を比較すると、第二次世界大戦後に先進国の仲間入りを果たして久しい日本においても児童虐待対策に関連する子どもの権利擁護に関して対応が不十分な点が存在していることが分かる。その根幹には「封建主義」等のアジア的な考えが反映していると考えられ、中国と似た側面があると考えられる。

一方、中国は社会主義的政治体制の下で経済の急速な資本主義化を達成しているが、広範な領土を背景とした地域格差の問題や民族、文化、宗教等の問題を抱えている。例えば、日本でいうところの児童相談所の権限や機能などについては、国レベルでの統一がなされておらず、省や市レベルで対応状況が異なるという現状がある。まずは、地域間での格差のない児童虐待対応施策を定め、子どもの権利を守りながらそれを実施する実施体制が臨まれるといえる。

いずれにしても、アジア独自の価値観を共有する日中両国は児童虐待法制の歴史や領土の 広狭の差異を超え、相互に学び合い、より充実した児童虐待対策法制を構築する必要がある と言える。

#### 5-4 本研究の達成点と今後の課題

CRCによる総括所見の中から児童虐待対応法制に着目し、中国と日本の指摘事項の変遷を整理し、両国の今後の課題について比較検討した論文は存在していなかった。したがって、基礎的な研究ではあるが、本研究は日中両国の研究者へのガイドラインのひとつとなると考えられる。

一方、紙幅の関係もあり、今回は対象はCRCの総括所見のみとなった。政府報告書と CRC総括所見との関係や、NGO報告書を加えた3者間の関係性の整理については、今後の課題とさせていただきたい。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 堀正嗣 2019 「子ども権利に関する国内人権機関の独立性と機能 ——英国・北欧・カナダを対象とする比較研究——」 熊本学園大学付属海外事情研究所編『海外事情研究』No.46:91-122.

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 小牧叡司 2020 「アイルランドにおける『全国子ども戦略』に関する一考察:子どもの権利条約への対応と『ホールチャイルド』の理念に着目して」 筑波大学教育学系編『筑波大学教育学系論集』No.45, Vol.1:17-28.

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 内田塔子・平野裕二 2020 「海外の動き 台湾における子どもの権利条約の実施と『独自審査』 の取り組み」 子どもの権利条約総合研究所編『子どもの権利研究』No.31:154-161.

<sup>\*</sup>安恩鏡 2020 「海外の動き 韓国における学校自治条例制定の動向」 子どもの権利条約総合研究所 編『子どもの権利研究』No.31:146-153.

- <sup>5</sup> 金炯旭 2020 「海外の動き 韓国の子どもの権利保障のための地域社会の役割と課題」 子どもの権利条約総合研究所編『子どもの権利研究』No.31:139-145.
- <sup>6</sup> 村知稔三 2020 「カザフスタン子ども学研究序説(3) ――子どもの権利条約に関する政府報告書と総括所見の関係――」 世界子ども学研究会編『ハルシオン』No. 8:21-42.
- <sup>7</sup> 朝田千恵 2019 「ノルウェーにおける『子どもの権利』の法的扱い:子どもの権利条約の国内 法化と憲法改正」 大阪大学言語文化研究科言語社会専攻デンマーク語・スウェーデン語研究室編 『北欧研究』No. 23:251-259.
- \* 朴志允 2019 「海外の動き オーストラリアの多文化共生社会の形成と子どもたち」 子どもの権利条約総合研究所編『子どもの権利研究』 No. 30:195-204.
- <sup>9</sup> 鈴木雅子 2019 「外国人の子どもの権利」 子どもの権利条約総合研究所編 『子どもの権利研究』No. 30:39-49.
- <sup>10</sup> 安發明子 2019 「社会的養護と『子どもの権利条約』:フランスとの比較の中で」 民主教育研 究所編『人間と教育』No. 103:52-59.
- <sup>11</sup> 西和江 2014a 「スウェーデンにおける両親休暇制度(1・完)『雇用の場と家庭双方における男女 共同参画』および『子どもの最善の利益』の実現」 中央大学日本比較法研究所編『比較法雑誌』 No. 48, Vol.1:61-96.

西和江 2014b 「スウェーデンにおける両親休暇制度(2・完)『雇用の場と家庭双方における男女 共同参画』および『子どもの最善の利益』の実現」 中央大学日本比較法研究所編『比較法雑誌』 No. 48, Vol.2: 195-214.

- <sup>12</sup> 子どもの権利条約第44条では子どもの権利条約発効後2年以内に第1回、その後は5年ごとに子どもの権利実現の義務の進捗状況を政府が国連に報告することとされている。しかし、日本政府は2008年4月の第3回政府報告書の提出後、政府報告書の提出が遅れ、2017年6月に第4回目と第5回目を統合した定期報告書を提出した。本報告書に対する総括所見は2019年2月1日に採択されたが、次回の第6・7回統合報告書は2024年11月21日までに提出するよう要請された。
- <sup>13</sup> 1992年4月に子どもの権利条約を批准した中国であったが、その2年後に第1回政府報告書を提出することができず、第1回目の審査は1996年であった。また、その5年後の第2回政府報告書も提出が遅れたため、第2回目の審査は2005年にずれ込んだ。さらに、第3回目の政府報告書も提出遅れたため、CRCは例外的措置を講じ、2009年3月31日までに、第3回と第4回定期報告書を統合する形で提出することを求めた。しかし、第3・4回統合報告書の提出は2010年7月となり、総括所見の採択は2013年10月となった。次回に関しては第5・6回分を統合させることがCRCによって提案され、2019年3月31日までに提出することが求められた。ただし、2022年9月の時点で報告書はOHCHRのウェブサイトにて公開されていない。
- <sup>14</sup> 平野裕二「ARC 平野裕二の子どもの権利・国際情報サイト」(https://w.atwiki.jp/childrights/) 最終閲覧日2022年8月12日

- <sup>15</sup> 平野裕二 2003 「国連・子どもの権利委員会とは」(ARC 平野裕二の子どもの権利・国際情報サイト (http://childrights.world.coocan.jp/crccommittee/index.htm) (2003年10月更新)より。
  <sup>16</sup> 総括所見は、「はじめ」「締約国によってとられたフォローアップ措置および達成された進展」「主要な懸念領域および勧告」「実施および報告」より構成される。
- <sup>17</sup> 平野裕二 2003 「国連・子どもの権利委員会とは」(ARC 平野裕二の子どもの権利・国際情報サイト (http://childrights.world.coocan.jp/crccommittee/index.htm) (2003年10月更新) より。
  <sup>18</sup> Child Rights Information Network (CRIN) ホームページ https://home.crin.org/
- <sup>19</sup> 「○」は前回から改善があった点を示しており、「・」は前回から改善点がなかったという意味を示している。
- <sup>20</sup> 直近の子どもの権利条例策定状況については一般財団法人地方自治研究気候(RILG)ホームページの「子どもの権利に関する条例」のページを参照のこと。(http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/104\_rights\_of\_the\_child.htm)
- <sup>21</sup> 厚生労働省子どもの権利擁護に関するワーキングチーム 2021 「とりまとめ」(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_18934.html) 2021年12月8日閲覧
- <sup>22</sup> 民法第820条には、「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、 義務を負う」と規定されており、親権者による子の身上監護権の一つとして懲戒権が位置づけら れている。
- <sup>23</sup> 鄧爽・劉杰・賀雪矯 2016 「わが国が『全面的二人っ子』という生育政策を実施するメリットとデメリットの分析」(中国語原文:我国实施"全面二胎"生育政策的利弊分析) 河北省社会科学院財貿易経済研究所編 『産業及び技術科論壇』2016年第4期:7-8頁.

### <参考資料一覧>

平野裕二 2003 「国連・子どもの権利委員会とは」(ARC 平野裕二の子どもの権利・国際情報サイト (http://childrights.world.coocan.jp/crccommittee/index.htm) (2003年10月更新) 閲覧日:2022年1月10日

国連子どもの権利委員会総括所見:中国(第1回) CRC/C/15/Add.56(1996年6月7日)閲覧日:2022年7月5日 (https://tbinternet.ohchr.org/\_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRC%2FC%2F15%2FAdd.56)

国連子どもの権利委員会総括所見:中国(香港・マカオ特別行政区を含む)(第2回)) CRC/C/CHN/CO/2 (2005年11月24日) 閲覧日:2022年7月5日 (https://tbinternet.ohchr.org/\_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRC%2fC%2fCHN%2fCO%2f2)

国連子どもの権利委員会総括所見:中国(第3・4回) CRC/C/CHN/CO/3-4(2013年10月29日) 閲覧日:2022年7月5日(https://tbinternet.ohchr.org/\_layouts/15/treatybodyexternal/Download.as px?symbolno=CRC%2fC%2fCHN%2fCO%2f3-4) 国連子どもの権利委員会総括所見:日本(第1回)CRC/C/15/Add.90(1998年6月5日)閲覧日:2022年7月5日 (https://tbinternet.ohchr.org/\_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRC%2fC%2f15%2fAdd.90)

国連子どもの権利委員会総括所見:日本(第2回)CRC/C/15/Add. 231 (2004年1月30日) 閲覧日:2022年7月5日 (https://tbinternet.ohchr.org/\_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRC%2fC%2f15%2fAdd.231)

国連子どもの権利委員会総括所見:日本(第3回)CRC/C/JPN/CO/3(2010年6月11日)閲覧日:2022 年 7 月 5 日 (https://tbinternet.ohchr.org/\_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRC/C/JPN/CO/3)

国連子どもの権利委員会総括所見:日本(第4・5回)CRC/C/JPN/CO/4-5(2019年3月5日) 閲覧日:2022年7月5日 (https://tbinternet.ohchr.org/\_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRC%2fC%2fJPN%2fCO%2f4-5)

# A Comparison of Comments on Legislation against Child Abuse by the UN Committee on the Rights of the Child in Japan and China.

SUZUKI, Takayuki HUANG, Qian

### Summary

This study summarizes the improvements and changes in child abuse legislation in Japan and China identified by the United Nations Committee on the Rights of the Child (hereinafter referred to as "CRC"), and compares the changes and future challenges in the two countries.

Japan's challenges identified by the CRC include the lack of adoption of a comprehensive law for the protection of children's rights, the absence of a child rights violation response body or committee, and the fact that the number of cases of child abuse has not decreased.

China faces many challenges, including unresolved issues of the left behind children in rural area, infanticide, abandonment, and sex-selective abortion due to discrimination against girls, persons with disabilities, and ethnic minorities; the lack of a law against child violence and commercial sexual exploitation; lack of child abuse-related data; and the lack of domestic human rights institutions.

Japan has established a system based on the Child Welfare Law since the end of World War II, and the Child Abuse Prevention Law has been in force since 2000, so the level of requirements for CRC is still high. On the other hand, China's child abuse legislation remains at the provincial level, and basic legislation needs to be developed first.

Beyond the differences in the history of child abuse legislation and the size of the territory, China and Japan need to learn from each other and build a more comprehensive child abuse legislation.

**Keyword**: Concluding observations of the UN Committee on the Rights of the Child, Legislation to Prevent Child Abuse, Japan, China, International comparative study